

京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会の設置等に関する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則14号

京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するとともに、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「京都市立養徳小学校プール事故」とは、平成24年7月30日に京都市立養徳小学校のプールにおいて、1年生の女子児童（以下「本件児童」という。）について発生した事故（以下「本件事故」という。）のことをいう。

(設置等)

第3条 本件事故の直接的な原因の究明並びに学校のプール管理運営及び本件事故後の対応のあり方について検証を行い、今後の水泳指導中の事故の再発防止を図ることを目的とする調査委員会を置く。

2 調査委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、意見を述べる。

- (1) 本件事故の直接的な原因、当日の経過及び発生状況に関する事項
- (2) 本件事故後の救護措置に関する事項
- (3) 本件事故に対する京都市立養徳小学校及び京都市教育委員会の対応に関する事項
- (4) 本件事故の再発防止に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、調査委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 調査委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員の任期は、平成26年7月26日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調査委員会の招集及び議事)

第6条 調査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。

6 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査員)

第7条 調査委員会に、条例第5条第1項に規定する専門委員として、調査員を置くことがある。

2 調査員は、調査委員会の調査を補助し、業務を終えた場合は書面により、速やかに調査委員会に報告する。

(当事者からの意見聴取)

第8条 調査委員会は、本件児童の保護者及び教育委員会から意見表明の申出があった場合は、意見を聴取する機会を設けることとする。

(報告)

第9条 調査委員会は、調査の経過状況について、定期的に、本件児童の保護者及び教育委員会に対して報告する。

2 調査委員会は、審議を終えたときには、報告書を作成するとともに、本件児童の保護者及び教育委員会に報告する。

3 調査委員会は、調査及び審議の内容及び結果のうち、公表に適する部分については、市民が広く閲覧することが可能な方法で、書面により公表する。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課(以下「事務局」という。)

において行う。

- 事務局は、調査委員会の指示により、公正性及び中立性に配慮し、議事録の作成、委員との連絡調整その他委員長が必要と認める事務を取り扱う。

(補則)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の際現に従前の調査委員会に相当する合議体（以下「従前の調査委員会」という。）の委員である者は、それぞれこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）に調査委員会の委員として、委嘱され、又は任命されたものとみなす。
- 第5条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の調査委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に調査委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

(この規則の失効)

- この規則は、平成26年7月26日限り、その効力を失う。

(教育委員会事務局総務部総務課)